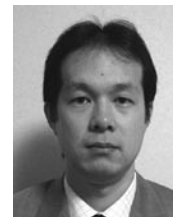


判例有効活用シリーズ 6

「クレームの数値限定の技術的意義」

—H16. 6. 30 東京高裁 平成 15（行ケ）206 から—

会員 仲 晃一



目 次

1. 本件事案の説明
 - 1-1 争点
 - 1-2 判決において参照された明細書の記載
 - 1-3 裁判所の判断
2. 事案検討
 - 2-1 クレームの記載要件とは
 - 2-2 クレームの数値範囲記載要件の検討
3. 本件事案の検討
 - 3-1 数値範囲の技術的意義を重視した面からみた場合
 - 3-2 数値範囲のクレームにおける機能（役割）を重視した面からみた場合
4. これから出願を検討されている方々に
5. 演習

.....

1. 本件事案の説明

1-1 争点

本件事案では、本件特許（特許第 2888504 号）の特許請求の範囲記載の数値限定（数値要件）について、特許を受けようとする発明の構成に欠くことができない事項のみを記載しているとはいえないことを理由とする無効審決の取消が争われました。

原告は、請求項における「波長 290～320 m μ の紫外線の透過率が 5%以下、波長 290～400 m μ の紫外線の透過率が 10%以下、波長 400～1,200 m μ の可視光線の平均反射率が 60%以上、通気度が 5 ml/cm²・sec 以上」について、これらの下限値または上限値が導き出された根拠が不明確であるとはいえず、技術的に意味のないことが一見して明らかな要件ではないから、発明の必須構成要件ではないと判断することは許されないと主張しました。

しかし、裁判所は、本件発明の目的とこれら数値要件との関係が明らかでなければその技術的意義が当業者に明らかであるとはいえないとし、これを斥けました。

なお、本件事案において問題となったクレームの記載要件は、平成 6 年改正前の特許法第 35 条第 5 項第

2 号によるものですが、これは現行の特許法第 36 条第 5 項および第 6 項第 2 号による記載要件に相当するため、本件事案を本稿で取り上げました。また、本件事案では、訂正の可否および「波長 400～1,200 m μ の可視光線」の記載不備も争われましたが、ここでは省略します。

1-2 判決において参照された明細書の記載

本件特許の請求項 1 に係る発明は、「紫外線を反射または吸収する性能を有する成分を 1 重量%以上含み、波長 290～320 m μ の紫外線の透過率が 5%以下、波長 290～400 m μ の紫外線の透過率が 10%以下、波長 400～1,200 m μ の可視光線の平均反射率が 60%以上、通気度が 5 ml/cm²・sec 以上であることを特徴とする繊維構造体。」に關します。

まず、裁判所は、本件明細書から、主として

「……従来技術においては、……効率よく紫外線を吸収しかつ可視光よりも長波長の光線を反射するような紫外線遮蔽効果と快適さの両方を満足する繊維構造体は得られていないのが現状である。……」（段落【0004】），

「【表 1】（省略）」（段落【0015】），および

「紫外線吸収剤処理で紫外線を吸収して遮蔽しても、可視光線の透過が大きい時は暑くて着用感が悪かった（比較例 4）」（段落【0016】）

との記載を引用し、

「太陽光に曝されると人体は皮膚の日焼けを起し、進行するとあざとなること、強い曝露を長時間受けていると皮膚がんになりやすいことが知られている。これらの多くは太陽光線に含まれている紫外線によって引き起こされていることが知られている。……」（段落【0002】），および

「本発明の繊維構造体は通気度が 5 ml/cm²・sec 以上、好ましくは 10 ml/cm²・sec 以上でなければなら

ない」(段落【0010】)

との記載があるものの、実施例以外には数値要件の意義について具体的に記載したところはないと述べました。

1-3 裁判所の判断

本件事案では、請求項における要件、(イ) 波長 290～320 m μ の紫外線の透過率が 5%以下、(ロ) 波長 290～400 m μ の紫外線の透過率が 10%以下、(ハ) 波長 400～1,200 m μ の可視光線の平均反射率が 60%以上、および(ニ) 通気度が 5 ml/cm²・sec 以上、について、これらの下限値または上限値が導き出された根拠が不明確であるため、問題となりました。

原告は、本件発明の特徴は、上記要件(イ)～(ニ)の上限値および下限値が一定の作用効果を発現する臨界値であることを見いだしたところにあるのではなく、要件(イ)～(ニ)の組合せを満たす繊維構造体が、従来得られていなかった紫外線遮蔽効果と快適さの両方を満足する点にあるから、これらは発明の構成に係る要件であって、技術的に意味のないことが一見して明らかな要件ではなく、発明の必須構成要件ではないと認定判断することは許されないと主張しました。

しかし、上記要件が必須構成要件ならばなおのこと、それら数値要件には何らかの技術的意義があるはずだと思われま。特に、上限値または下限値をその値に設定した根拠は必ずあると言ってもいいでしょう。

この点、裁判所は、上記要件(イ)～(ニ)のそれぞれについて本件明細書の記載を検討しましたが、本件明細書の実施例以外の部分においては、上述した段落【0002】および【0010】に一般的な記載があるだけで、上記要件の上限値または下限値を設定した根拠について具体的な記載はありません。

また、実施例および比較例も対比して検討されましたが、上記の第1表のそれぞれの箇所を見てもわかりますように、なぜ要件(イ)の「5%以下」、要件(ロ)の「10%以下」、要件(ハ)の「60%以上」および要件(ニ)の「5 ml/cm²・sec 以上」を選択したのかわからず、これらの技術的意義は明らかでないと判断されました。

例えば、要件(ロ)の「10%以下」については、実施例は「10%以下」のものばかりであるのに対し、比較例には「10%以下」のものと「10%以上」のものが混在し、「10%以上」のものは紫外線が強いと日焼

けするという程度の常識的な結果を示すにとどまるものであるため、その技術的意義は明らかではないとされたのです。

一方、原告は、上記要件の上限値または下限値に臨界的な意義はなく、要件(イ)～(ニ)の組合せによって、従来得られなかった紫外線遮蔽効果と快適さの両方を満足する繊維構造体を産み出した点に本件発明の特徴があると主張しましたが、第1表の比較例4を見ると、要件(イ)～(ニ)のすべてを満足しているにもかかわらず着用感テストにおいてよくない結果を示していることから、原告の主張は説得力がないものと判断されました。

2. 事案検討

2-1 クレームの記載要件とは

平成6年改正前の特許法第36条第5項第2号においては、特許請求の範囲には発明の構成に欠くことのできない事項(すなわち、技術的事項)のみを記載しなければならないとの規定があり、この記載に基づいて技術的範囲が定められることから、発明の要旨を理解することができるように明りょうに記載しなければならないとされていました。

具体的には、特許請求の範囲には、発明の構成要件をすべて記載し、かつ、発明の目的や作用効果などを除く「技術的事項」を記載しなければならないとされていました。

数値限定はまさに「技術的事項」と言えますが、その数値限定が発明の構成に欠くことのできない事項であるのかどうかは、当該発明の効果を奏するために必須の要件であり、その上限値または下限値が効果の分岐点であることが示されなければ、その発明の必須構成要件とは言えないこととなります。

ただし、この要件は、平成6年改正によって、発明の構成にかかわらず柔軟なクレーム記載を可能とすべく、出願人自らが発明を特定するために必要と認める事項を記載することができるという規定に変わり、そして、出願人の自由に任せた場合の担保措置として、特許を受けようとする発明が明確でなければならないことが要件とされることになりました(特許法第36条第6項第2号)。もともと、これらの規定の本質的な趣旨は何ら変わっていないと言っていいでしょう。

2-2 クレームの数値範囲記載要件の検討

2-2-1 技術的意義を重視した面からみた場合（審査基準に即して）

本件事案におけるクレームには数値限定が規定されており、この数値限定が発明を構成するために不可欠な事項であるならば、上述のように、そこには当然に技術的意義があつてしかるべきだと思います。

ところで、書き手にしてみれば、例えば従来技術からの分けさえできていれば、数値限定をとまなう発明の内容は明確であると自信を持って言えそうですが、審査官や同業他社からしてみれば、その数値限定の理由や根拠が無ければ数値限定の技術的意義が不明確であると判断されることが多々あります。

そこでまず、現行の特許法第36条第6項第2号に目を向け、特に数値要件（数値範囲ないし数値限定）に関連させ、審査基準で示されたクレーム記載要件（特許法第36条第6項第2号）違反の類型を参考に数値限定における技術的意義を検討してみます。

（類型1）技術的な矛盾等があり、または技術的意味が理解できない場合

（例1）「40～60重量%のA、30～50重量%のBおよび20～30重量%のCを含む組成物。」

三成分のうち、Aが60重量%の場合、BおよびCがそれぞれ最少量であったとしても、100重量%を超えてしまい、技術的に正しくない記載を含んでいる場合です。

（例2）「特定の式Xの特定の数値範囲で特定される塗料。」

特定の式Xは、単に得られた結果として示されているだけであり、明細書の記載や技術常識を考慮しても、その技術的意味を理解することができない場合です。ただし、実験結果を含めて、明細書にその式の数値範囲を定めた理由が記載されていれば、その技術的意味を理解できる場合が多いと言えます。

（例3）「鈴木法により測定された値が△△～××である成分Aを含む接着剤。」

発明の詳細な説明には、鈴木法の技術的意義や試験方法が示されておらず、また、出願時の技術常識でもない場合です。

（類型2）範囲をあいまいにする表現がある場合

（例1）「AおよびBを含む組成物を50℃以下の温度で加熱成形することによって成形物を得ることを特徴とする成形物の製造方法。」

50℃以下という上限だけを示す数値範囲限定があるものの、室温や0℃では加熱成形することはできないことが明らかな場合です。

（例2）「0～10重量%のAおよび5～15重量%のBを含む着色用粉体。」

発明の詳細な説明にAが必須成分である旨の記載があり、任意成分であると解される0～10重量%との用語と矛盾する場合です。ただし、発明の詳細な説明に、Aが任意成分であると記載されていれば不明確とはされないでしょう。

（類型3）機能や特性等による特定事項が含まれている場合

（例1）「容量維持率が90～95%の非水電解質二次電池。」

達成すべき結果（機能や特性）によって発明を特定しているだけで、この結果を達成するための具体的な手段が発明の詳細な説明に記載されていないことから、当該非水電解質二次電池を想定できない場合です。

しかし、実地の場面において数値範囲を要素とする場合、上記違反類型を外してクレームを組み立てることは、狭い範囲に限定してよいのであれば別ですが、発明思想としてできるだけ広い範囲で権利化を望む場合は、かなり難しい作業です。そうした作業を行うには、数値範囲要素のクレームにおける機能や役割をしっかりと認識しておく必要があります。

2-2-2 役割（機能）を重視した面からみた場合

クレームに記載された数値範囲には、特許性を示す特徴付け（技術的または臨界的）の役割（機能）しかないのでしょうか？

数値範囲に限らず、一般にクレームに記載する要素は、発明を特定する目的のみで記載されている要素（特定用要素）と、発明の特許性を出すために記載されている要素（特徴付け要素）と、に分類することができます。そして、これら2種類の要素が有機的関係をもって記載され完成されているのがクレームです。

例えば、「波長 290～320 m μ の紫外線の透過率が 5% 以下」（本件事案における要件 (イ)）で、「波長 290～320 m μ の紫外線の透過率」が特定用要素で「5%以下」が特徴付け要素であるとも考えられますし、「波長 290～320 m μ の紫外線の透過率が 5%以下」全体が特定用要素であるとも考えられます（後者が原告の主張）。

また、クレームの構成自体が、発明の特定部分（preamble）と発明の特徴部分（characterized part）に分けて記載されていることもあります。ヨーロッパ型のクレームでは基本的にこの Two Parts の構成を採用することを要求されますし、米国でも類似の形式としてジェプソン型のクレームがあります（最近は殆ど見ませんが）。

例えば、「樹脂 A と樹脂 B とからなる組成物 1」および「樹脂 A1（結晶化度 10～30%）と樹脂 C とからなる組成物 2」がいずれも公知であって、その組成物 1 の樹脂 A についての改良発明があった場合を想定してみます。この場合、「樹脂 A1 を含む組成物」とすると組成物 2 と分けが出来ないため、「樹脂 A と樹脂 B とからなる組成物であって、樹脂 A が結晶化度 10～30%の樹脂 A1 である組成物」といった記載ぶりすることがあります。

数値範囲要素についてもこうした考え方を適用することができます。そして、数値範囲が特徴付け要素なのか特定用要素なのかで、その意味や重さが異なってきます。理論上はかなり異なるのですが、「本質的部分」には均等の範囲は認められないが「本質的部分ではない部分」には均等が認められると判断した最高裁判決（ボールスプライン事件、平成 10 年 2 月 24 日第三小法廷・判決 平成 6（オ）1083）にも通じるものがあると感じています。

3. 本件事案の検討

実際の明細書作成において、数値限定は特許性を出すために便利な発明特定事項です。しかし、それだけに問題（争点）となることも多いものです。

そこで、以下において、数値範囲について前記技術的意義を重視した面からみた場合と、クレームにおける機能（役割）を重視した面からみた場合の 2 つの方向から検討してみたいと思います。

3-1 数値範囲の技術的意義を重視した面からみた場合

要件 (イ) の「波長 290～320 m μ の紫外線の透過率が 5%以下」に代表させて検討してみます。

本件明細書においては、要件 (イ) について、人体に対する強い生理作用（障害作用）を有することが知られている波長 290～320 m μ の紫外線（紫外線 B）の透過を 5%以下に抑えれば当該紫外線による弊害を十分効果的に防止できるとの記載がありました。裁判所は、かかる記載だけでは「5%以下」の意義が具体的ではないと言っています。上記類型 3 に分類される違反に該当すると思われま

す。本件事案の場合、具体例は 2 つの実施例に記載されており、具体的な手段の記載はありますが、その技術的意義（なぜその手段を採用したのか）についての記載がありませんでした。確かに、本件明細書の第 1 表からもわかりますように、実施例および比較例を対比してみても、実施例および比較例のいずれもが 5%以下のものであり、「5%以下」の技術的意義は明らかにされていません。

原告（特許権者）は「波長 290～320 m μ の紫外線の透過率は低ければ低い方が、紫外線による弊害を十分効果的に防止できる」程度の認識を「5%以下」という特定要素で表現したものと推察されますが、紫外線による弊害を十分効果的に防止できるという一般的な記載だけではなく、「5%」を超えるとなぜ駄目なのか、なぜ「5%」を上限値として選んだのか等、その技術的な理由（根拠）をしっかりと記載しておき、さらに比較例として「5%を超える」比較例を記載し、「5%以下」の場合に本発明の目的とする効果が表れることを実証しておけば、本件事案における裁判所の結論に何らかの影響を与えていたものと考えます。

ただし、発明の詳細な説明中に「5%以下」とした技術的な理由を記載しておいた場合は、出願当初から実施例および比較例がなかったとしても、審査等の段階で実験成績証明書によって実証することも可能です。とはいえ、本件発明のように、達成すべき結果（機能や特性）を数値によって規定された発明の場合には、その数値が発明の命となりますから、やはり出願当初から、技術的な理由はもとより、実施例および比較例による実証を行っておくのが好ましいと言えます。その視点からは、比較例 4（紫外線吸収剤での表面処理）の存在は出願時に十分に検討しておくべきだったと言

えるでしょう。

ところで、数値範囲に技術的意義がある場合でも、その数値範囲を選定する意義には大別して2つあります。

(i) 数値範囲（上限値および下限値）に臨界的意義（科学的意義）がある場合

(ii) 連続的に変化しており出願人の意思で望ましい（権利化したい）範囲を選定する場合

(i) については、上記のような純科学的な根拠（データ）を堂々と提示することができますが、(ii) については、その選定基準を純粹な科学的観点から示すことは通常困難です。実際問題として、(ii) のケースが殆どでしょう。「ユーザーからの要求スペックに準拠して選定した。」という話を良く聞きます。

本件事案の要件 (i)～(ii) は、原告の主張によれば後者 (ii) のタイプです。このタイプの数値範囲の記載の仕方をつぎの 3-2 で併せて検討してみます。

3-2 数値範囲のクレームにおける機能（役割）を重視した面からみた場合

原告の主張によれば、本件特許発明において、要件 (i)～(ii) のそれぞれに臨界的または技術的意義があるのではなく、それらの組合せに技術的意義があるのであって、要件 (i)～(ii) の望ましい数値要件の組合せを同時に満たすことにより、従来になかった紫外線遮蔽効果と快適さも両方を満足することができたとしています。

クレームに記載する数値範囲には、発明を特定する目的のみで記載されている要素（特定用要素）と、発明の特許性を出すために記載されている要素（特徴付け要素）と、に分類できることは前述しました。

この観点から原告の主張をサポートするようにクレームに記載できなかつたのでしょうか。例えば、次のような書き方はどうでしょうか？

「(I) 波長 290～320 m μ の紫外線の透過率が 5% 以下、波長 290～400 m μ の紫外線の透過率が 10% 以下、波長 400～1,200 m μ の可視光線の平均反射率が 60% 以上、通気度が 5 ml/cm²・sec 以上である繊維構造体において、

(II) 紫外線を反射または吸収する性能を有する成分を 1 重量% 以上含むこと、
を特徴とする繊維構造体。」

(I) の部分が発明の特定用要素であり、(II) 部分が特徴付け要素です。本件事案では、(I) の要件は全て満たすが紫外線吸収剤で表面処理した例を比較例（比較例 4）としていることからみて（ただし、紫外線吸収剤量は明記されていません。）、原告はこのような発明の権利化を意図していたものと推察されます。

一方、裁判所は、比較例 4 の存在を重視し、「本件発明は、繊維構造体に係るものであり、「紫外線を反射または吸収する性能を有する成分を 1 重量% 以上含む」との要件以外は、その繊維構造体の示す性質（特性）による特定がされており、紫外線を反射又は吸収する性能を有する成分を 1 重量% 以上含むとの構成のみから、他の性質による要件がすべて実現されるものとは認められないから、本件発明は、専ら、達成すべき結果、すなわち繊維構造体の特性を、数値範囲として規定した物の発明であるということが出来る。」と判断していることからして、本件発明を、原告の意図（主張）とは逆につぎのようにみたようです。

「(II) 紫外線を反射または吸収する性能を有する成分を 1 重量% 以上含む繊維構造体において、

(I) 波長 290～320 m μ の紫外線の透過率が 5% 以下、波長 290～400 m μ の紫外線の透過率が 10% 以下、波長 400～1,200 m μ の可視光線の平均反射率が 60% 以上、通気度が 5 ml/cm²・sec 以上であること、
を特徴とする繊維構造体。」

数値範囲が特定用要素として記載されている場合、純科学的な臨界的意義が求められることは殆どないといつてよいでしょう。この特定用要素は発明の対象を特定（別の先行技術と区分け）するための記載であり、発明の課題解決部分は特徴付け要素が担っているからです。

本件事案では、原告が数値範囲の議論を避けるために要件 (i)～(ii) の組合せを特徴点として主張しました。そのために、本件発明は上記のような記載ぶりの発明であると裁判所が認定したのかも知れません。

つぎに、3-1 で積み残した (ii) 連続的に変化しており出願人の意思で望ましい（権利化したい）範囲を選定する場合（以下、「恣意選定」と略します）について考えてみます。選定した範囲の境界点（上限値や下限値）には、実は純粹な科学的意義も根拠もないといった場合です。

臨界的意義は通常、科学的意義、自然法則上何らか

の変曲点が存在することを意味しています。では、恣意選定には技術的意義はないのでしょうか？

「技術」には科学的側面のほか経済的側面、入手の容易さなどといった自然法則以外の要素も含んだ意味がありますので、経済的側面を重視して選定した数値範囲でも「技術的意義」はあります。

ただ、特定用要素として記載するのであれば、その数値範囲の意義はそれほど厳しく要求されませんが、特徴付け要素として記載した場合（特徴であると主張した場合）、その選定根拠として具体的かつ客観的なデータが要求されることは覚悟しておくべきでしょう。それらのデータは経済面からのデータでもよいのですが、経済面からのデータは将来にわたって客観的に固定できるものではないため、なかなかそれだけでは納得してもらえません。したがって、恣意選定で数値範囲を決定する場合、比較データとして公知範囲を選択し、効果上の差異を明確にするため、公知の範囲よりできるだけ離れた範囲を選定することをお勧めします。

なお、裁判所は、

「本件発明の目的である、紫外線の遮断による紫外線の影響の減少、可視光等の反射による遮熱に基づく快適性及び通気による快適性と特定の光線の反射率、透過率及び通気度の具体的な数値要件との個々の関係が、明細書の記載によって明らかになっていなければ、特許請求の範囲記載の数値範囲の技術的意義が当業者に明らかになっているということができないというべきである。」

と述べています。

このことは、明細書を作成するときに心すべき点であり、妥当な判断で大変参考になります。

4. これから出願を検討されている方々に

一般的に、クレームに数値範囲を記載する場合には、上限値および下限値について、なぜその値を規定したのかという技術的な理由を発明の詳細な説明に記載するとともに、その数値範囲を選んだ意義をサポートする実施例や比較例を記載することが求められます。

しかし、出願時に、全ての数値限定について、発明者や研究者の方に実験をしてもらい、漏れなく実施例や比較例を記載することは困難であるかもしれません。

そこで、上述のように、クレームに記載される数値

範囲を、特定用要素と特徴付け要素とに分類すれば、明細書を作成するにあたって何をどの程度記載すべきかが見えてくるのではないのでしょうか。

数値範囲を特定用要素として記載する場合には、その技術的意義は厳密には求められることはありませんから、その数値範囲については、少なくとも本件事案におけるような一般的な記載をしておけばよいでしょう。もちろん、これは、技術的な理由や十分な実施例や比較例を記載する必要は無いということではなく、何らかの技術的意義もあるのであれば、記載しておけばいいでしょう。

一方、数値範囲を特徴付け要素として記載する場合には、その上限値および下限値について、なぜその値を規定したのかという技術的な理由を発明の詳細な説明に記載するとともに、これをサポートする実施例や比較例を記載しておくことが必要です。

ただし、数値範囲が恣意選定によるものである場合、その技術的意義を記載するのは比較的困難になります。この場合は、経済面からのデータなどを記載しておいてもよいでしょう。しかし、特徴付け要素として記載した場合（特徴であると主張した場合）には、その選定根拠として具体的かつ客観的なデータが要求されますから、公知範囲による比較データを用意し、さらに効果上の差異を明確にするため、公知の範囲よりできるだけ離れた範囲を選定することがよいでしょう。

5. 演習

つぎに数値限定発明について、いくつか演習をしてみたいと思います。

なお、本件事案のように、とりあえず審査の段階ではクレーム記載要件が満たされていると認められたとしても、審判や裁判の段階ではより厳密に判断されて認められない場合もあります。特に権利行使まで視野に入れておられる場合には、上述のように十分に記載されることをお勧めします（審査基準の内容も確認しておいて下さい）。

5-1 演習 1

「10～20重量%の樹脂Aと30～40重量%の樹脂Bとを含む塗料用組成物。」に関する発明について出願依頼がきた。

(1) 樹脂Aおよび樹脂Bの含有量に関し、発明の詳細な説明にはどのような記載をしておくことが考え

られるか。

(2) この発明が塗布後の耐候性および視認性に優れるとして、実施例および比較例としてどのような記載をしておくべきか。特に、どのような組成の塗料用組成物について実施例および比較例を準備すべきか。

(コメント：クレームの数値要件をサポートする記載をしておくことが必要です。どのような結果があればよいかを考えてみてください。)

5-2 演習 2

研究者(依頼人)が、「AとBを3:1の質量比で混ぜたら青色の発色性に優れた食品着色剤ができた。」と言ってきた。ただし、食品着色剤に微量のBを安定剤として入れることは公知であった。

- (1) どのように聞き取るか。
- (2) どのようなクレームを建てるか。
- (3) どのように開示(記載)を充実させるか。

(コメント：数値要件に着目して発明の本質を把握するための練習と、それを的確に表現しかつ明確に記載する練習です。)

5-3 演習 3

「食品染色用染料の水溶液を、200～400 p.s.i.g. の圧

力下、pH 約 6.0～9.0 で、細孔直径 5～15 Å の膜を通して限外濾過すること、を特徴とする食品染色用染料の精製方法。」という特許発明があった。

(1) 上記の数値要件について、明細書がどのような記載ぶりになっていれば(どのような理由があれば)、上記特許を無効にできるか。

(コメント：数値要件が3つあり、それぞれについて記載要件不備のバリエーションが色々と考えられます。本シリーズの趣旨とは少し異なりますが、検討してみてください。)

注

(1) なお、この<判例研究と演習>は、題材を現実の判決例に求めていますので、勢い、対象となった明細書の記載振りに言及し、論じている場合もあります。しかし、それはその明細書自体を切り刻み批判するものではなく、ただ、研究とこれからの実務に役立てたいがためのものであります。

(2) 演習は、解答(正解)が何かを求めるのではなく、「如何に広く権利を取得でき、かつ争いを少なくするにはどうしたら良いか」をテーマとしたものでありますから、出願人の戦略(どのような実施形態が出願人の製品戦略となるか、など)によって、方針が異なります。悪しからずご了承ください。

(原稿受領 2005.7.20)